

(郡山市一時預かり事業に関する条例の一部改正)

第24条 郡山市一時預かり事業に関する条例(平成3年郡山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(一時預かり保育料の納入)</p> <p>第6条 前条第1項の規定による利用の許可を受けた乳幼児の保護者は、利用1日につき次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める一時預かり保育料を納入しなければならない。</p> <p>(1) 利用時間が4時間30分以内の場合 <u>700円</u></p> <p>(2) 利用時間が4時間30分を超えて9時間以内の場合 <u>1,400円</u></p> <p>(3) 利用時間が9時間を超える場合 <u>1,800円</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(一時預かり保育料の納入)</p> <p>第6条 前条第1項の規定による利用の許可を受けた乳幼児の保護者は、利用1日につき次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める一時預かり保育料を納入しなければならない。</p> <p>(1) 利用時間が4時間30分以内の場合 <u>500円</u></p> <p>(2) 利用時間が4時間30分を超えて9時間以内の場合 <u>1,000円</u></p> <p>(3) 利用時間が9時間を超える場合 <u>1,300円</u></p> <p>2・3 (略)</p>